時事新報

第三千七十四號
明治廿四年七月八日　水曜日
舊暦辛卯六月三日（乙未）
日 出午前四時三十三分　入午後六時五十八分
月 出午前六時四分　入午後八時四十七分
滿潮 午前六時四十分　午後七時
（西暦一千八百九十一年）

政治上のトラスト、システムは如何

時事新報

西洋諸國の商賣社會に競爭甚だしく果ては互に共倒れの不幸を免かれざるよりして或はシンヂケートと稱し非常の資本を以て一手に物を買占め世界市場の價を左右して大に利するの計畫あれども未だ奏功の著しきものありしを聞かず佛國商人の銅買占めの如きは其適例にして又去年來實施中なる米國政府の銀貨案の如きも自から一種のシンヂケートとも稱す可きものなれども其成效の如何は經濟社會の一疑問にして容易に決す可らず左れば今の競爭の世界に於て獨得專占の利運は容易に望む可き所に非ざれども左りとて其成行に一任し去るときは競爭の極、遂に共倒れの慘狀を呈するの恐れなきに非ず是に於てか近來更に一種の仕組を工夫したるものあり即ちトラストシステムとて同業なる各種の商社組合間に約束を結び共に利害を負擔するの仕組なり今後の成行は豫め期す可らずと雖も目下の處にては其結果見る可きものありと云ふ右は商賣上の談にして之を政治論に論ずるは言少しく奇なるに似たれども我輩は讀者の了解を便にするが爲め假に其事例を引き此仕組の精神を移して我政治社會に適用せんことを望む者なり抑も政治社會に獨占の功名は何人も望む所にして甚だ愉快なりと雖もグラットストーンの才略ビスマルクの力量あるに非ざれば其實を見ること難し然るに今の社會にグ翁ビ侯ありやと問へば遺憾ながら無しと答へざるを得ず左れば日本の政治社會に獨占の功名は到底望む可らずして其然る所以は自から從來の經歴に徵して明白なる可し今の老政治家と稱する人々がこれまで經過したる其行路を見るに政治家として天晴の技倆もなきに非ず時としては全權を握りて百事意の如くなるの觀ありと雖も終に獨占の功名を成遂げたるものとては維新以來未だ曾て一人あるを見ず今後も亦その人なきことなからん之を要するに我政治社會にシンヂケート占賣法の行はるゝは先づ以て覺束なきが如くなれども左りとて今の成行に一任して顧みざるときは唯人々の競爭軋轢を促して事に益なきのみならず或は遂に共倒れの不幸を見ることなしとも云ふ可らず元來在朝在野の政治家が兎角一致協同の風に乏しく互に競爭して相下らざるものは畢竟銘々の所見を異にして然ることならんと雖も前述の如く今日の社會に一人の力を以てシンヂケートを能くす可きに非ざるは勿論、殊に其人々とても最早次第に老境に迫りて政治上の生活は今後その久しきを期す可らざることなれば自から顧みて其圖を改むる所なかる可らず國事多端古來未曾有の大變革に際し國中の政治家たるものは離れ彼れの別なく擧て國家の爲めに盡す可き筈なるに唯その所見を異にするが爲めに互に力を專にすることを能はずして此大變革の時機に孤負することありては國老たるものゝ面目に於ても欠ぐる所なしと云ふ可らず我輩の取らざる所なり故に今日の策は彼のトラストシステムを政治社會に適用し政治家たる者は互に利害を分擔し互に榮辱を與にして共に國家の爲にするの外なかる可し我輩が前號に於て老政治家の一致協同を勸告したるも此意味にして目下の弊習を匡濟するものは此仕組の外に道なければなり思ふに政治あり商賣あり其道は異なりと雖も其理には相違ある可らずトラストシステム果して實際に益あらば之を我政治社會に適用し競爭軋轢の弊を防ぎ以て共倒れの否運を免るゝは智者の事なる可し敢て政治家の省慮を祈る所なり

官報

○東京府令第五十九號

魚市場規則左ノ通相定メ來ル九月一日ヨリ施行ス

但從前ノ布達ニシテ本則ニ牴觸スルモノハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

明治廿四年七月七日　東京府知事侯爵蜂須賀茂韶

魚市場規則

第一條　魚市場トハ一定ノ場所ニ於テ魚類商人ノ集合シテ魚類ヲ販賣スル所ヲ云フ

第二條　魚市場ヲ開設セントスル時ハ其市場ニ於テ營業スル魚類商人協議ノ上規約ヲ作リ其場所ノ圖面ヲ添ヘ郡ハ町村長市ハ區長ノ奥印ヲ受ケ東京府廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第三條　組合ノ規約ニ揭クヘキ事項左ノ如シ

一組合ノ名稱及事務所ノ位置
一組合入退ノ手續
一役員及其權限
一役員撰擧ノ方法
一會議ニ關スル規程
一經費賦課徵收及支出ノ方法
一違約者處分ノ方法
右ノ外組合ニ於テ必要トスル事項

第四條　魚市場組合ハ鑑札ヲ作リ東京府廳ノ撿印ヲ受ケ組合員ニ渡シ置キ組合員ハ開市中之ヲ携帶スヘシ

第五條　組合員ハ鑑札ヲ貸與スヘカラス

第六條　左ノ各項ニ係ル時ハ三日以內ニ組合事務所ヘ申出鑑札ノ再渡又ハ書換ヲ受クヘシ

一鑑札面ニ異動ヲ生シタル時
一遺失毀損若クハ其文字不分明ニナリタル時
一鑑札ノ撿印消滅シタル時

第七條　組合員廢業シタル時ハ七日以內ニ組合事務所ヘ鑑札ヲ還付スヘシ事務所ハ五日以內ニ東京府廳ヘ其撿印ノ消印ヲ請フヘシ

第八條　魚市場ハ市場ニ關スル事務ヲ取扱フ爲メ場內又ハ其近傍ニ事務所ヲ置クヘシ

第九條　役員ノ選退及ヒ事務所ノ移轉ハ其都度東京府廳ヘ屆出ヘシ

第十條　組合ノ規約ヲ變更セントスル時ハ東京府廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十一條　本則第二條第四條第五條第六條第七條ヲ犯シタル者ハ二日以上五日以內ノ拘留若クハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

附則

一從來ノ魚市場組合ハ總テ此規則ニ據リ本則施行ノ日ヨリ五十日以內ニ組合ノ規約ヲ改正シ東京府廳ノ許可ヲ受クヘシ

雜報

○二十五年度に收入すべき借區稅　近年來礦物採掘の爲めに借區を出願するもの非常に增加し從て五百坪年一圓と面積に賦課する借區稅の外に手數料の收入迄も案外多く現に二十三年の如きは借區稅の收入豫算九萬餘圓ありしものが實際の收入は十三萬餘圓にて即ち四割四分餘增加の割に當り又昨年八月一日より施行せし坑業に關する手數料の如きも當初一萬五千圓位のものならんと見込みしに一倍半强の增加にて其額四萬圓近くに上りし位ゆゑ農商務省にては既往の實驗に照らし本年一月現在の借區一億零百十五萬餘坪を土臺とし之に凡そ五割を乘じて二十五年度の借區稅を算出せしよしにて其稅額は凡そ二十萬二千餘圓なりといふ尤も明年六月一日よりは現行の坑法廢せられて坑業者は彼の鑛業條例の配下に屬せざるべからざるが故に前半は舊稅率、後半は新稅率に依つて納金せざるべからずと雖も坑業の現狀にして今日の儘に持續せば之が爲めに豫算上多分の相違は生ずまじければ單に借區の坪より割出したる二十五年二十萬二千餘圓の見積金も左迄增加する事なかるべしと云ふ

○全國各市條例の謄本を召し賜ふ　天皇陛下の常に大政に御心を注がせ給ふことは豫てより聞きつる所にて近來特に地方民政の事に御留意遊ばさるゝ趣なるが先きつ頃の事なりとか市制第百二十一條に依り內務大臣が勅裁を經て許可を與へたる全國各府縣四十餘市の市條例の謄本を召し給ひたるに依り宮內大臣は最速右の謄本を差出す可き旨を內務大臣に通牒に及びしかば同大臣は直に取揃へて奉呈したるよし

○京都市疏水條例に關する御下問　曩に京都府下京都市にては疏水に關する市條例を設定し內務大臣の許可を求めたるにより內務大臣は勅裁を經て之を許可したることありしが其後凡そ三四十日を經たる頃同市にては右條例の追加を設けて復た內務省に許可を求めたるに依り同大臣は前回同樣直に上奏して勅裁を仰ぎしかば凡そ一旦定めたるものに改正追加を施すは決して輕忽に爲す可きことにあらず僅に三四十日以前に定めたるものに今又追加を爲すは如何なる必要のある事にや倚ほよく其實際を調査すべしとの御旨を御下問ありたるに依り目下再調査中なりと云ふ

○樞密顧問年齡平均　各大臣の年齡平均を前號の紙上に揭げし處今又樞密員の年齡平均を寄せたる者あり同院の現員は正副議長十五顧問官合計十七員にて員中の大半は曾て參議省卿若くは大臣の職を奉じたる元老の人多く六十臺の高齡者も少なからず其第一老年は佐野常民子にして最も年少きを柳原前光伯と爲す倚年齡の順次は左の如し

六十八年八箇月	佐野常民
六十八年六箇月	勝安芳
六十二年十一箇月	副嶋種臣
六十年九箇月	佐々木高行
六十年六箇月	尾崎三郎
六十年三箇月	寺嶋宗則
五十八年四箇月	土方久元
五十八年	福岡孝弟
五十五年九箇月	川村純義
五十三年六箇月	大隈重信
五十年十箇月	黑田清隆
四十九年十一箇月	伊藤博文
四十八年十箇月	大山巖
四十七年八箇月	井上毅
四十六年十箇月	河野敏鎌
四十六年六箇月	吉田清成
四十一年五箇月	柳原前光

右年齡の合計は九百四十年三箇月にして之を平均すれば一人五十五年三箇月即ち內閣員の平均數に超過すること四年なりと

○常置委員會　府下に於ては追々暑氣に際し眞性或は類似コレラ病を發したるもの已に十數名ありたれば府會常置委員は今八日府廳の議事堂に於て本所病院の費用其他右に關する委員會を開くといふ

○大審院の訴訟件數　大審院に於ける去る六月中の訴訟件數は民事の分舊受四百十六件、新受七十二件にして內取下八件、破毀二十四件、棄却三十三件、消滅二件又刑事は舊受八十二件、新受八十、內取下一件、破毀二十八件棄却、六十七件及…

○伊國地震の後報　伊國地震ありたる事は過…
馬發の報を見るに昨…
ナ、トレグナンゾ等…
りしかば官吏は是等…
へたり昨日地震の爲…
よりは一層大にして…
程にて少なくも家屋の…
に全く取拂はざるを得…
兵士を派出して此事…
チープル發の報に據…
りラヴァを噴出し居…

○粤港汽船會社創立規程　…
該地方商人協同の汽船…
との運輸業を營む爲…
程十四條を發表した…

竊に惟ふに香港の開埠通…
り股栄の歡音日の夢見せ…
て之と通ず然るに其間の…
任せ殆んど三十年に達し…
たり泰西の法例を案ずる…
層し外人の攙越するを准…
中國には此の制限確立せず…
外人の收利に供するもの…
り昨年より招商局は汽船…
れとも僅に一隻の汽船な…
相圖り此規模を擴張し別に…
壙檣房屋を讓受け更に船…
此地方海疆內河の運輸を…
效に其創立規程を協定する…
第一條　本公司は粤港澳…
大衡なる招商局支局內に…
關する一切の事務を處辨…
第二條　本公司株金は五十…
其孫株期限は清暦四月十…
に限り五月末まで締切を…
すものとす
第三條　株金に對する利…
べし
第四條　何人にても本公司…
募集したるときは百株毎に…
く外は創立者功勞株の…
第五條　本公司は其事務を…
し
馮厲叔、唐鳳池、陳爾亭の…
熙朝、李芝田、盧翼珠、陳…
溪蔡子眞、吳秋舫、林循…
何穗田、盧焯之、鮑穎堂…
右の外尚は株金募集を了…
するものとす
第六條　本公司業務を…
の出納を兼理するものなり…
香港年番董事　曾月溪…
廣東年番董事　周東生…
澳門年番董事　何穗田…
右董事は毎年其中數を改…
第七條　本公司は事務の…
總領事首董事を以て之に…
ものとす
第八條　本公司の現銀出…
會報に付し決定すべし
第九條　本公司は總司…
出すことを得ず
第十條　本公司は毎月收支…
至り總決算を立て股實の…
第十一條　本公司は江賀…
を派遣し香港廣東同等の…
船舶を購置にし毫程の準…
り香港と澳門との往復に…
漸次船隻を添附し他の各…
の開招商局若くは他の會…
築を爲すものとす
第十二條　本公司は香港…
すへき棧橋を造るへし其…
建造に着手すべし又…
は更に一箇所を建て…
第十三條　本公司は元貨…
を前取りして株金に改め…
の株金は竪に任せて船…
は該翌を以て之に充て…
金は已に剏消するも其株…